

(平成21年2月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から同年12月まで
国民年金保険料については、家計を管理していた私が夫の保険料と一緒に納付してきており、申立期間について、夫が納付済みになっているのに私が未納になっているのは納付できない。
当時は婦人会の役員が集金しており、保険料額は記憶していないが、集金カードに押印されていた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人がその保険料を納付していたとされる申立人の夫は婚姻後に未納は無く、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は厚生年金保険に加入していた昭和52年1月から同年3月までの期間について国民年金保険料を納付し、同年3月に還付処理されているが、当時の事務処理では、還付決定時において納付可能な未納期間がある場合には還付に代えて充当処理することとされているにもかかわらず、還付金を未納期間の保険料に充当した形跡が無いことからすると、当時、申立期間は納付済みとされていたものと推察される。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、前後の期間は納付済みとなっている上、申立期間について申立人の夫の保険料は納付済みとなっており、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとする特段の事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から52年3月まで
私の子供(昭和40年6月生)が産まれる前後に、義母と一緒に国民年金に加入し、それまで納付していなかった分の国民年金保険料を納付した。
その後の国民年金保険料は、婦人会の集金で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年ごろに加入手続を行い、それ以前の期間の保険料をさかのぼって納付したと申し立てているが、申立人の夫は昭和38年4月から厚生年金保険に加入しているため、申立期間のうち、同月以降の期間については申立人は任意加入対象者となり、任意加入対象者については、加入手続する以前の期間にさかのぼって資格取得することはできず、保険料をさかのぼって納付することもできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録上、昭和52年4月に払い出されており、この加入手続は52年4月18日に行われていることが市町村に保管されている国民年金異動届兼申請書により確認できることから、仮に申立てどおり、当該市町村在住時の申立期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していたのであれば、52年に新たな国民年金手帳記号番号が払い出されることは考え難い上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の者の資格取得時期及び納付開始時期を調査しても、払出事務に明らかに不適切な状況は認められず、申立人が加入手続を行ったとする時期(昭和39年6月から41年6月まで)の国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人の氏名は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は無い。

さらに、申立人は、その義母と一緒に加入手続を行ったと主張しているが、申立人の義母の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月に払い出されており、申立人の主張する時期と異なっている。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年11月から61年3月まで
昭和53年以前に、知り合い(故人)から「夫が厚生年金に加入していても国民年金に加入していたほうがいい」と言われていたが、しばらく加入していなかった。縫製の内職による収入により初めて所得税を納付することになったのをきっかけに、53年11月ごろに国民年金の加入手続を行った。保険料については、当初は送付されてくる細長く白色の納付書で納付していたが、2、3年後から口座振替により納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻(昭和40年4月)直後の昭和40年7月(A県在住時)と、第3号被保険者の資格取得(昭和61年4月1日)に伴う61年8月(B県C市在住時)の二度払い出されている一方、社会保険庁の記録上、申立期間は未加入期間とされているが、申立人から聴取しても申立期間当時に国民年金に加入していたことを具体的にうかがわせる事情を確認することはできない。

また、①社会保険庁の記録上、当初払い出された国民年金手帳記号番号は41年5月に資格喪失(任意)され、申立人も申立期間以前は未加入であったことを認めているとともに、その後B県C市在住時において新たな国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、この国民年金手帳記号番号がB県C市在住の申立期間において使用されていたとは考え難いこと、②申立人が加入手続を行ったと主張している53年11月から54年11月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても申立人の氏名は無いこと、③申立人は申立期間以降は同一市町村に居住しており、仮に申立期間に加入していれば、同一市町村において、第3号被保険者の資格取得に伴い61年8月に新たな国民年金手帳記号番号が払い出されることは考え難いことを踏まえると、申立期間は未加入期間であったと考えざるを得ない。

さらに、申立人は、申立期間の途中から口座振替により国民年金保険料を納

付していたと主張しているが、申立人が口座振替を行っていたと主張する口座は申立期間以降に開設されている上、申立期間中に開設されていた別の口座記録を調査しても、申立期間中に、国民年金保険料が口座振替されていた記録は無い。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、関係者の証言も得られないなど、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 457

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から51年3月まで
役場から加入の案内もあり、昭和43年ごろに亡父が加入手続きを行い、亡母が納税組合の集金により納付していた。
保険料額は、1回の集金につき3か月分3,300円であった記憶があり、町役場に勤務していた人に聞いたところ、昭和50年度の保険料と一致することが分かったので、私の記憶に間違いはないと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料納付を行っていたとされる申立人の両親は既に死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で昭和51年8月に払い出され、同年4月資格取得とされており、申立期間は保険料を納付できない未加入期間であるところ、申立人は、申立期間に別の国民年金手帳を所持していたと主張しているが、申立人が加入手続きを行ったとしている43年10月から44年3月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人の氏名は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡をうかがうことはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入に当たって、「高い方に入るか安い方に入るかを亡母と検討し、安い方に加入した記憶がある」と述べ、付加保険料の加入の有無を検討したとしているが、付加保険料制度が開始されたのは昭和45年10月からであることから、43年ごろの加入手続き時にそのような検討を行ったという申立人の主張は不自然である上、申立期間のうち申立人がその母親と別の市町村に居住している49年3月から51年3月までの期間の納付方法が不明としているなど、申立人の記憶は明確とは言い難い。

加えて、申立人の両親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで
私の母が亡くなる2、3年前に、私の国民年金をすべてつないでいると言っていたので、納付済みと思っていたが、申立期間が保険料免除とされていることに納付できない。申立期間の保険料は、同居していた者（婚姻前は母親、婚姻後は元妻）が婦人会に納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しており、申立期間の一部の保険料を納付していたとされる二人の元妻は所在不明で、事情聴取できないため、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人はその母親から申立人の国民年金をすべてつないでいるからとの話を聞いたことを根拠に申し立てているが、その母親及び元妻から具体的な保険料納付状況を聞いていない上、社会保険庁への期間照会時には追納により納付したとしていたが、その後、母親又は元妻が婦人会で納付していたと主張を変えるなど、申立人の保険料納付に関する申立内容は曖昧である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付してくれていたその母親及び元妻が申立人の保険料と一緒に納付していたと述べているが、社会保険庁の記録上、それぞれ一緒に納付していたとされる者はいずれも申立期間において保険料を納付していない。

加えて、申立人の母親及び元妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 459

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から53年7月まで

昭和51年8月の会社退職時に、会社の人事担当者から「独立するのであれば、年金だけは掛けておくよう」に言われ、公的医療保険と年金の必要性は認識していたので、社会保険事務所で説明を聞いたり、区役所に加入手続に行った記憶がある。国民年金保険料は、毎月区役所で納付していた。他の国民年金加入期間中は、付加保険料も含めて納付していたぐらいであり、申立期間のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年3月に夫婦連番で払い出され、資格取得日は57年12月21日とされているが、申立人が所持している国民年金手帳の初めて被保険者になった日が同じ57年12月21日とされていることから申立期間が無資格期間であることは明らかである。

また、申立人は申立期間当時に国民年金手帳が存在したか否か不明であると述べており、申立期間における払出簿を調査しても申立人の氏名は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等： 女
基礎年金番号：
生年月日： 昭和23年生
住所：

- 2 申立内容の要旨

申立期間： 昭和46年4月から47年4月まで
申立期間については、亡父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずと思うので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡し、申立人は父親から具体的に聴いていることも無いため、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、市町村に保管されている国民年金資格取得・異動届書によると、申立人は昭和61年4月19日に第3号被保険者の届出を行い、同手続において、強制加入期間であった申立期間にさかのぼって資格取得していることが確認でき、申立期間当時は国民年金に未加入である上、国民年金の加入手続が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人はこれまで交付を受けた国民年金手帳は1冊のみであると述べ、申立期間当時の国民年金手帳が存在した記憶は無い上、申立人の父親が加入手続を行ったと主張する時期（昭和46年4月から同年6月まで）の払出簿を調査しても申立人の氏名は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

加えて、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から47年3月まで

国民年金の制度発足当初、私の母親が近所に居住していた市職員のA氏の母親から国民年金の勧誘を受けて、母親が自分の国民年金に加入し、その後、昭和21年生まれの姉も、23年生まれの私も20歳になった時点で国民年金に加入し、保険料は町内会の集金により母親が納付していた。私の国民年金加入手続は、43年8月ごろに私の母がA氏を通じて行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しているため、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である上、申立人の加入手続を行ったとされるA氏は当時のことは記憶していないとしており、申立人の姉に聴取しても申立期間の保険料が納付されていたと認められる証言等は得られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録上、昭和47年10月20日に払い出され、43年8月にさかのぼって資格取得しているが、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出された他の者の資格取得時期や納付開始時期を調査しても払出しの事務処理に明らかに不適切な状況は認められないほか、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得時期から47年9月ごろに加入手続が行われたものと推察され、加入手続が行われた時点で、申立期間の過半の期間(昭和43年8月から45年6月まで)は、時効により保険料を納付できない。

さらに、昭和43年8月から同年12月までの間の払出簿を調査しても申立人の氏名は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和56年4月から61年3月まで
②昭和62年4月から63年3月まで

申立期間当時、私の国民年金保険料は両親が納付してくれていたため、免除となっていることが納付できない。私が自分で免除の申請をした覚えは無く、両親が私の知らないところで免除の申請をすることは無く、できないはずだ。保険料納付の事実が確認できる書類は持っていないが、保険料を納付していたはずであるため納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の父は既に亡くなり、申立人の母についても健康上の理由から当時の状況を聴取することができない上、申立人及びその元妻に聴取しても、申立期間当時における保険料の納付方法、納付金額等に係る記憶は極めて曖昧である。

さらに、申立人は「私が自分で免除の申請をした覚えは無く、両親が私の知らないところで免除の申請をすることは無く、できないはずだ。」と主張している。しかし、申立人の居住町では、申請免除の手続については、被保険者本人以外にも、両親、配偶者であれば本人に代わって手続を行うことが可能であったとしていること、及び申立人については申立期間①及び②の前にそれぞれ1年間の保険料の未納期間があることから、続けて未納となることを避けるため申立人以外の者が申請免除の手続をしたと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月、52年1月から同年3月までの期間、52年11月から57年6月までの期間及び58年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和51年9月
②昭和52年1月から同年3月まで
③昭和52年11月から57年6月まで
④昭和58年4月

申立期間について、加入記録・納付記録共に無いとの回答を得たが、子どもが生まれる時は母子手帳等の手続を行い、その際に市役所や銀行で納付した。子どもが病院に掛かっていたので、国民健康保険に入らないわけではなく、国民健康保険に入るということは、絶対に国民年金にも加入しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年5月29日付けで払い出されており、その時点では申立期間のすべては時効により納付することができない期間であるとともに、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。さらに、申立人と共に国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻に聴取しても、申立人の保険料納付等については全く記憶していないとしている上、申立人の元妻は申立人と同日付で国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、申立期間において国民年金に加入した形跡は無い。

加えて、申立人は、「国民健康保険に入るということは、絶対に国民年金にも加入しているはずである」と主張しているが、申立期間①から④にわたる申立人の住所地の市役所等においては、国民健康保険と国民年金の加入手続が同時に行われる仕組みにはなっておらず、加入手続に係る窓口も分かれていたことが確認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 464

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年10月まで

申立期間当時は、経済的に苦しい時期であり国民年金の保険料を滞納していたが、来訪した役所の集金人から保険料を滞納すると将来年金が少なくなるので、3回程度に分割して納付すると完納できると勧められた記憶がある。妻が納付済みで、自分だけが未納とされている記録は腑に落ちない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、「来訪した役所の集金人から保険料を滞納すると将来年金が少なくなるので、3回程度に分割して納付すると完納できると勧められた記憶がある」と述べているが、さかのぼって分割納付した記録があるのは申立人の妻についてである。

さらに、申立人は、申立期間については、申立人及びその妻の二人分の保険料をまとめて納付したと記憶していると述べているところ、申立人の妻については、申立期間を含め昭和46年10月から48年3月までの保険料を50年12月26日に特例納付によりさかのぼって納付した記録が確認されるものの、当該納付期間には、制度上、特例納付によりさかのぼって納付できない任意加入者となるべき期間（昭和47年11月から48年3月までの期間）が含まれていることから、仮に申立人の主張どおり、申立人が厚生年金保険に加入する47年10月までの期間を申立人の妻と同時にさかのぼって納付する手続を行ったとすれば、申立人の妻についても任意加入の対象者であったことが行政側で把握できたはずであり、任意加入の未届期間を含めて保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から48年3月まで
昭和39年に勤めを始め厚生年金保険に加入したが、婦人会から厚生年金保険に加入していても国民年金を納付すれば、将来、その分が加算されて受け取ることができると言われ、2か月に一度の婦人会の集金で妻が納付していた。妻が付加年金に加入する際に「自分は厚生年金保険に入っているの、そこまでは不要だ」と妻に話した記憶のある48年3月までは確実に納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の妻は既に死亡し、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は「妻が付加年金に加入する際に、自分は厚生年金保険に入っているの、そこまでは不要だと妻に話した記憶のある昭和48年3月までは確実に納付していたと思う」と述べているところ、申立人の居住する市町村及び社会保険庁の記録によると、申立人の妻が付加保険料の納付を開始した時期は50年12月分からであることが確認されることから、申立人の主張は事実と相違する。

さらに、申立人の居住する市町村に聴取しても、厚生年金保険加入者に対する国民年金保険料の納付指導及びそれによる保険料の重複納付の事例は確認されず、申立期間当時、厚生年金保険に加入し、国民年金に未加入であった申立人について、国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。